

秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和4年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末日までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況

- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項  
(報告事項の公表)

第4条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

2 広域連合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する法第7条第4項の規定により委託した公平委員会の事務に係る次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならない。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

3 前2項の規定による公表は、毎年10月末までに、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 秋田県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号）に規定する広域連合の掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法  
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。